

# 特定非営利活動法人全国認定こども園協会 東京都支部規約

## 第1章 総則

(本部及び名称)

第 1 条 本支部は、特定非営利活動法人全国認定こども園協会を本部（以下、本部という）とし、名称を 東京都認定こども園協会とする。（以下「支部」という。）

(事務局)

第 2 条 本支部は、支部事務局を東京都東村山市廻田町 2-14-1（学校法人野澤学園）に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本支部は、地域における教育・保育及び子育て支援の総合的な充実を目指すとともに、本部並びに特定非営利活動法人全国認定こども園協会関東地区会（以下、地区会という）と連携しながら認定こども園の健全な発展と振興を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 前条の目的を達成するため、本支部は次の事業を行う。

- (1) 都道府県および市区町村における認定こども園の普及、振興、運営改善に関する事業
- (2) 教育・保育及び子育て支援の充実に関する事業
- (3) 職員の資質の向上に関する事業
- (4) 会員に対する情報提供、会員間の情報交換に関する事業
- (5) 本部並びに地区会との連携
- (6) 関係機関・団体等との連携
- (7) その他前条の目的達成のための必要な事業

## 第3章 支部会員

(支部会員)

第 5 条 支部会員は、認定こども園となった法人・施設の本部個人会員及び団体会員及び認定こども園を志向する法人・施設の本部個人会員及び団体会員である者とする。

- 2 支部には賛助支部会員を置くことができる。賛助支部会員の会費などは別に定める。

(支部会費)

第 6 条 支部会員は、別に定める支部会費を納入しなければならない。

- 2 退会し、または除名された支部会員が既に納入した会費、その他支部会員としての義務に基づく金品は、これを返還しない。

(除名)

第 7 条 支部会員に次の行為が認められたときは、支部総会において出席支部会員の4分の3以上の同意を得て、これを除名することができる。

- (1) 秩序を乱し、または名誉を棄損したとき。
- (2) 正当な理由なく支部会費を1年以上滞納したとき。

## 第4章 支部役員

### (役員)

第8条 本支部に、次の支部役員を置く。

- |          |       |
|----------|-------|
| (1) 支部理事 | 20名以内 |
| うち支部長    | 1名    |
| 副支部長     | 5名以内  |
| (2) 支部監事 | 2名    |

- 2 支部理事及び支部監事は、認定こども園又は志向する施設の支部会員の中から支部総会において選任する。
- 3 支部長・副支部長は、支部理事の互選とする。
- 4 支部監事は、他の支部役員を兼ねることはできない。
- 5 支部理事及び支部監事の候補者の選任については、別に規定を設ける。
- 6 本支部には支部事務局長を置くことができる。

### (職務)

第9条 支部理事は、支部理事会を構成し、会務を審議、決定する。

- 2 支部長は、本支部を代表し、本部並びに地区会と連携の上、会務を統括する。
- 3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長が欠けた時または事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 支部事務局長は、庶務全般を行い、業務を執行する。
- 5 支部理事は、会務を執行する。
- 6 支部監事は、民法第59条の職務を行い、本支部の会務及び会計を監査し、支部理事会及び支部総会において報告する。

### (任期等)

第10条 支部役員の任期は2年とする。

- 2 支部役員は、再任を妨げない。
- 3 補欠により就任した支部役員の任期は、前任者の任期の残存期間とする。
- 4 支部役員は、任期満了の場合であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

### (顧問等)

第11条 本支部に支部顧問及び支部相談役を置くことができる。

- 2 支部顧問及び支部相談役は、支部理事会の推薦により、支部総会の承認を得なければならない。
- 3 支部顧問は、重要な事項につき、支部長の諮問に応える。
- 4 支部相談役は、重要な案件につき、支部理事会の相談に応える。

## 第5章 会議

(種類)

第12条 会議は、支部総会・支部理事会とする。

(構成)

第13条 支部総会は、第5条の支部会員をもって構成する。

2 支部理事会は、支部理事をもって構成する。

(支部総会)

第14条 支部総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2 定期総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会は、支部理事会が認めたとき、または支部会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による開催の請求があるとき、または民法第59条に基づいて支部監事が招集するときに開催する。

4 支部総会は、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算に関する事項

(2) 事業報告及び決算に関する事項

(3) 支部規約の制定並びに改廃に関する事項

(4) その他本支部に関する重要な事項

5 支部総会の議長は、その支部総会において出席した支部会員の中から選任する。

(支部理事会)

第15条 支部理事会は、支部長が招集する。

2 支部理事会は、次の事項を決定する。

(1) 支部総会の議決した事項の執行に関する事項

(2) 支部総会に付議すべき事項

(3) その他の議決を要しない会務の執行に関する事項

4 支部理事会の議長は、支部長がこれにあたる。

(定足数、議決)

第16条 支部総会及び支部理事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、開会し議決することができない。ただし、委任状は出席とみなす。

2 支部総会及び支部理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 事業の執行

(事業の執行)

第17条 本支部の事業を執行するために、必要に応じて部会及び委員会を置くことができる。

2 部会及び委員会の規定については、支部理事会の議決を経て別に定める。

(支部アドバイザー・ボード)

第18条 本支部の運営及び認定こども園の充実・振興に資するため、有識者で構成する支部アドバイザー・ボードを置くことができる。

2 支部アドバイザー・ボードの規定については、別に定める。

## 第7章 会計

(予算及び決算)

第19条 本支部の収支予算は、毎会計年度開始前に『支部理事会』の議決により定め、収支決算は年度終了後2ヶ月以内に支部監事の監査を経て、支部総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第20条 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日をもって終わる。

## 第8章 支部規約の変更及び解散

(支部規約の変更)

第21条 この支部規約は、支部総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を経て、かつ本部の承認を得なければ変更することはできない。

(解散)

第22条 本支部の解散は、支部総会において出席支部会員の3分の2以上の同意を経て、かつ本部の承認を必要とする。

2 解散のときに存する残余財産は、支部総会の議決を経て、処分方法等を決定する。

## 第9章 支部事務局

(支部事務局)

第23条 本支部の事務を処理するため、支部事務局を置く。支部事務局に関する規定は、別に定める。

## 第10章 地区会

第24条 本支部は地区会を置くことができる。

## 第11章 雑則

(規則)

第25条 この支部規約にないものは、支部理事会の議決を経て、規則等を別に定める。

附則 この規約は令和5年4月1日より施行する。

変更経過

令和5年4月1日 (一部変更)